

## 配水管等の耐用年数の見直しについて

### 課題

- 近年の技術進歩により配水管の耐久性は大きく向上しているが、**配水管の耐用年数を一律40年と規定する地方公営企業法施行規則は実態に沿わない**
- 配水管以外の水道施設についても、**技術レベルの向上等を踏まえた見直しを検討すべき**
- 耐用年数は水道事業の**費用構成で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道料金算定に大きな影響を与える**

### 配水管の現状

- ✓ 技術進歩により、配水管の耐久性は大きく向上している（継手類の構造、耐震管路）
  - 東日本大震災の教訓も踏まえ、**多くの水道事業者が、耐震性・耐久性に優れた新型管を採用している**
  - 通常の埋設条件下では、**40年を超える使用が可能と想定される**
- ✓ 地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されている（地方公営企業法施行規則 別表第二号）

平成13年3月31日まで	現在（平成13年4月1日以降）
構築物／水道用又は工業用水道用のもの／ 配水管／ <b>40年</b>	構築物／水道用又は工業用水道用のもの／ 配水管／ <b>40年</b>
構築物／水道用又は工業用水道用のもの／ 配水管／ <b>25年</b>	

### 配水管以外の水道施設の現状

- ✓ ポンプ設備や監視制御装置等の計測設備も技術レベルの向上や維持管理の適正化により、**耐用年数の見直しを検討すべき**

現在（平成13年4月1日以降）

機械及び装置／水道用又は工業用水道用  
設備／ポンプ設備／**15年**

機械及び装置／水道用又は工業用水道用  
設備／計測設備／**10年**

参考表-6 簡易支援ツールにおける管路の更新基準（実使用年数）の設定例

水道統計の管種区分	更新基準の初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数の設定値例		耐用性 <sup>※</sup> レベル 上
		更新基準 耐用性を 考慮した更新 基準としての一案	更新基準 耐用性を 考慮した更新 基準としての一案	
鉄鋼管（ダクタイル鉄管は含まない）	40年	50年	50年	× ×
ダクタイル鉄管 耐震型継手を有する	40年	50年	50年	○ ○
ダクタイル鉄管 K形継手等を有するもの の強い地域に布設されている	60年	70年	70年	○ 注1)
ダクタイル鉄管（上記以外・不明なものを含む）	40年	60年	60年	○ ×
鋼管（溶接継手を有する）	40年	70年	70年	○ ○
鋼管（上記以外・不明なものを含む）	40年	60年	60年	○ ×
石炭セメント管	40年	60年	60年	○ ×
硬質塩化ビニル管（RRR型継手を有する）	40年	60年	60年	○ 注2)
硬質塩化ビニル管（RRR型継手を有する）	40年	50年	50年	○ ×
硬質塩化ビニル管（上記以外・不明なものを含む）	40年	40年	40年	× ×
コンクリート管	40年	40年	40年	—
鉛管	40年	40年	40年	—
ポリエチレン管（高密度、熱融着継手を有する）	40年	60年	60年	○ 注3)
ポリエチレン管（上記以外・不明なものを含む）	40年	40年	40年	○ ×
ステンレス管 耐震型継手を有する	40年	60年	60年	○ ○
ステンレス管（上記以外・不明なものを含む）	40年	40年	40年	—
その他（管理が不明なものを含む）	40年	40年	40年	—

※ 令和元年実態調査の結果に基き、補償費報告書、令和元年10月  
注1)～注3)は、補償費報告書参照  
※ 事故率及び耐用性を考慮した設定の例ですので、管路の布設環境（地質、土壌の腐食性、ポリエチレンスリーブの有無等）、管種別の布設時間、漏水事故実績等、事業者の実情を踏まえた設定を心がけてください。

**10** 実使用年数の設定値等で**40年以上**を設定値とするものも確認できる（厚生労働省HP）



### 問題!

現状のままでは・・・



法定耐用年数を基準に、減価償却費を算出するため、**実態にそぐわない耐用年数による減価償却費が、水道料金原価に影響を与える恐れ!**  
公共工事による水道施設移転の場合の補償費の算出時に当該施設の残存価値が算出基礎となるため、**十分な補償を受けられず、水道事業財政に大きな負担!**

### 要望

- 配水管については速やかに**耐久性等の検証**を行い、**材質・構造等に応じた適切な耐用年数**へ見直すこと 【要望事項(1)】
- 配水管以外の水道施設についても、耐久性や最新技術動向の検証を行い、**適切な耐用年数**へ見直すこと 【要望事項(2)】